岡崎市個人住民税に関する事務（特定個人情報保護評価書）（案）概要版

１　事務の名称及び概要

⑴　事務の名称

個人住民税に関する事務

⑵　事務の概要

地方税法、その他の地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び岡崎市条例の規定に従い、個人住民税の賦課徴収事務において特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）のファイルを主に以下の事務で取扱う。

ア　課税対象者情報の準備
イ　納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領
ウ　課税標準額の算出、個人住民税額の決定、通知書の送付
エ　納期限経過後も納付がない者に対しての督促
オ　督促状発付後、納付がない者への滞納処分
カ　課税関係情報の提供及び移転

２　特定個人情報ファイルの内容及び取扱いについて

⑴　課税情報ファイル

ア　内容　賦課期日（１月１日）時点で岡崎市に住所等を有する個人の情報及び個人住民税の課税内容を記録したファイル
イ　入手　住民基本台帳システムからの移転及び本人、給与支払者等からの申告により入手
ウ　使用　個人住民税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うために使用
エ　委託　システムの保守、通知書の印刷及び封入封緘等の業務を委託
オ　提供・移転　法令等に規定された業務及び機関に対して税情報を提供及び移転
カ　保管・消去　委託事業者のデータセンターで保管し、保管期間を過ぎたデータについては、速やかに削除を実施

⑵　収納情報ファイル

ア　内容　課税情報ファイルの課税内容に対応した収納情報を記録したファイル
イ　入手　課税情報ファイルから入手
ウ　使用　収納、還付、充当、督促等の収納管理事務に使用
エ　委託　システム保守業務を委託
オ　提供・移転　行っていない
カ　保管・消去　委託事業者のデータセンターで保管し、保管期間を過ぎたデータについては、速やかに削除を実施

⑶　滞納情報ファイル

ア　内容　納付がない者についての滞納整理状況等を記録したファイル
イ　入手　収納情報ファイルから入手
ウ　使用　滞納整理状況を適切に管理するために使用
エ　委託　システム保守業務を委託

オ　提供・移転　法令等に規定された業務及び機関に対して滞納状況を提供及び移転
カ　保管・消去　委託事業者のデータセンターで保管し、削除要件を満たしたデータについて、削除を実施

３　リスク対策

特定個人情報の入手、特定個人情報の使用等において想定される様々なリスクに対してリスクを低減する対策

⑴　特定個人情報の入手（目的外の入手リスク、不適切な方法での入手リスク等）

本人又は代理人から提出される所得税、住民税の申告書から入手するものであり、その記載項目は様式で定められているため、不必要な情報は入手できない。

⑵　特定個人情報の使用（目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けのリスク、権限のない者による不正使用のリスク等）

(ｱ) 税システムへのアクセスは、ＩＣカード、パスワードによる認証を実施しており、ユーザごとに利用可能な機能を制限している。

(ｲ) 操作者がどの個人に対して照会、異動を行ったかの操作ログを記録している。

⑶　特定個人情報ファイルの取扱いの委託（委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク等）

委託契約仕様書において、個人情報の取扱いに関する事項を規定し、それに沿った業務実施体制をとることとしている。

⑷　特定個人情報の提供・移転（不正な提供・移転が行われるリスク）※委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。

提供日、提供先、提供内容を記録し、定期的にチェックすることで不正な提供（移転）が行われていないことを確認している。

⑸　情報提供ネットワークシステムとの接続（不正な提供・移転が行われるリスク）

(ｱ) システム間の連携は、限られた範囲内での暗号化通信としており、システムへのアクセスログ、操作ログを取得している。

(ｲ) 特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。

⑹　特定個人情報の保管・消去（特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク等）

(ｱ) 税システムはクラウド形態によるサービス提供を受けている。事業者の選定にあっては、セキュリティ、情報の取扱いについて公的機関の認証を受けていることを条件としており、選定された事業者の用意したデータセンターにてサービスが提供されている。

(ｲ) 媒体資料については、市で規定された保存年限を過ぎたものを市職員立会いの下、溶解、破壊等を行っている。

⑺　監査（自己点検、監査）

担当部署で実施している、情報セキュリティに関する自己点検により、評価書どおりの運用がされているか確認している。

⑻　従業者に対する教育・啓発

職員等（非常勤職員、派遣職員等を含む）に対して、個人情報保護に関する研修を行って

いる。

４　前回（平成 27 年度）の評価書からの主な変更点

⑴　セキュリティ対策の追加
⑵　提供・移転に関する適用条文の追加
⑶　過去３年以内の個人情報に関する漏洩について記述
⑷　機構改革による移転先の課名の変更
⑸　説明を分かりやすく変更　等

５　今後のスケジュール（予定）

⑴　令和２年７月６日～令和２年８月６日　パブリックコメント
⑵　令和２年８月　パブリックコメントを受け修正後、第三者点検の実施
⑶　令和２年９月　国の個人情報保護委員会に評価書を提出し公表